

第二十四回
国会

参議院建設委員会會議録第二十五号

昭和三十一年四月十九日(木曜日)午前
十時四十分開会

委員の異動

本日委員伊能繁次郎君及び若木勝敏君
辞任につき、その補欠として大谷實雄
君及び佐多忠隆君を議長において指名
した。

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君
理事 石井 桂君
小澤久太郎君
近藤 信一君

委員

大谷 實雄君
酒井 利雄君
佐多 忠隆君
田中 一君
北 勝太郎君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 馬場 元治君

政府委員

建設大臣官房長 柴田 達夫君
建設大臣官房参事官 水野 岑君
建設省河川局長 山本 三郎君
首都建設委員 松井 達夫君
会事務局局長 会事務局副局長 武井 篤君

説明員

農林省農地
局管理課長 岡田 寛夫君

運輸省港湾
局計画課長 坂本 信雄君

本日の會議に付した案件

○首都圏整備法案(内閣提出、衆議院
送付)

○建設法案の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○建設事業並びに建設計画に関する調
査の件(福島県常葉町大火の件)

○国土開発縦貫自動車道建設法案(衆
議院提出)(第二十二回国会継続)

○海岸法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(赤木正雄君) これから委員
会を開会いたします。

首都圏整備法案を議題に供します。
本案について質疑の続行をいたしま
す。御質疑のある方は御発言願います。
○田中一君 われわれはかつてこの特
別都市法という法律案を数回、議決を
して、今成立をしております。従っ
て、この数十のこの特別都市法案とい
うものは、一年に一ぺんずつその都市
の報告を国会にしなければならぬとい
うことになっておりまして、先般その
報告が来たように思っておりますけれ
ども、その実績を見て、何ら見ると
ころがない。少くともわれわれが立法
当初考へておりましたところの所期の
目的というものは、政府の怠慢とい
うか、あるいは地方財政の疲弊とい
うか、所期の目的を全然達しておらな
いという現状からかんがみて、この首都
建設法から今度首都圏整備法になつて
どうしようかな決意を、これはまあ松

井君は当面の事務当局だから、これは
もう書いてある通り言うでしょうけれ
ども、政府としてどういう態度で臨ん
でいるか、第一に伺いたいのです。水
野君でもいいですよ、水野君は政府委
員だから。

○政府委員(水野孝君) そうです。た
だいま田中委員の御発言もとてもな
御意見でございます。このたび首都建
設法を廃止いたしました首都圏整備法
に拡充強化をいたしたのでございま
す。その際にわれわれとして特に考へ
ておりますのは、いわゆる行政委員
会、この行政委員会に一流の専門家
を、しかも常勤委員として任命いたし
まして、そうして十分行政委員会の機
能を発揮して参りたい。従来の首都建
設法におきます委員会は御承知の通
り、非常勤の委員ばかりで構成されて
おりまして、この行政委員会の機能と
いうものを十分に発揮できなかった。
そういう点に非常に隘路があったと私
ども考へておるのでございます。これ
を今度は一流の専門家を、国会の同意
を得て任命いたしまして、そうして十
二分にその行政委員会としての機能を
發揮していただく、こういうことを大
きくねらいとして考へておるのでござ
います。それからまたこの法案に
配置という大きな理想をもつて、総合
的な広域にわたる計画を樹立いたしま
して、これを推進して参るつもりで
ございます。で、政府といたしまして
も、関係各省と十分緊密な連絡をとり

まして、この首都圏整備法のねらつて
おります趣旨を十分發揮して参るよう
に強い覚悟を持つておるつもりでござ
います。

○田中一君 いろいろこれは一応首都圏
整備法としての、予算でもって金を
とって、今の衆議院の付帯決議案を見
ると、それを移しかえてやるといふよ
うな事になったようですが、特別な
今の計画そのものはいかにも、実
施の裏づけとなる予算というものは、
この法律の制定によつて相当大幅に計
上されるような予算を盛り込もうとい
うような意図を政府は持っているのか
どうか。同時に、また三十一年度予算
においては、それに対して首都建設法
と比べて首都圏整備法の方がどのくら
い予算として伸びているかどうかとい
う点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(水野孝君) 第一の御質問
でございますが、この予算を大幅に確
保いたしましたので、そうしてこの首都圏
整備事業を強力に推進しなければなら
ないという御意見でございますが、御
承知の通り、衆議院におきまして、
この整備事業を強力に推進いたします
ためには、三十二年度から事業計画に
かかる予算は整備委員会予算に一括計
上いたしました。これを実施する各省
に移しかえるようにという付帯決議
がつけられておるのでございますが、
この各省の実施いたします事業を総合
調整し、これを強力に推進いたします
ためには、整備委員会予算に一括計上
して実施して参る、こういうことも非

常に重要なことだと存じます。ただ、
どういふ範囲の予算を整備委員会予算
に一括計上するかどうか、こういう点
につきましては、関係各省と今後十分
御相談をいたしまして、そういう方向
に向つて私どもいたしましては努力
をいたしたいつもりでございます。

ただ、この予算の確保の問題でござ
います。首都圏整備事業を円滑に適
正に実施いたします上において必要な
予算というものは、これはもちろん全
国的な均衡ということも大切なことで
ございまして、どうしても必要な事業
に要します予算というものはこれを確
保して参りませんと、この首都圏整備
法を制定いたしました趣旨も十分達成
できないというのでございまして、私
どもいたしましては、今後十分一つ
そういう方向に向つて努力をいたした
いというのでございますが、特に私ど
も考へておりますのは、起債の確保の
問題でございます。これまで東京都の
実情を見ましても、富裕団体のな
えになかなか起債が円滑に許可を与え
られておらない、こういうことを今後
とも一つ是正をいたしまして、十分事
業の性質が適正であり、かつ償還能力
がある、こういうような事業につきま
しては、もちろん全国的な均衡という
点を考えなくともなりませんが、必要
やむを得ないという事業につきまし
ては、十分特に一つ力を入れて確保に
當つて参りたいというふうに考へてお
る次第でございます。

○田中一君 この法律が公布せられ

て、そうして同じような条件に合う都市から、同じような都市圏、大阪なら大阪市を中心とする都市圏の整備法というような法律案が出た場合には、むろん今の構想からいって、政府は好ましいものであると、かような意見のようには考えられるのです。ということとは、今言う政治、経済、文化の重要な機能というものは、あえて東京にとどめません。従って、この三つの大きな目的を、商業とかあるいは何か置きかえれば、これに見合うような都市もあるわけですね。その場合に、そういう法律案が出た場合に、これは政府として反対する理由はありませんね。

○政府委員(水野嘉善) ごもつともな御質問でございますが、東京都は、御承知のように、人口や産業の過度の集中傾向が如実に現われておりまして、ますます過大都市化の弊害を露呈し、その傾向を強めていっている。こういう現状にかんがみまして、かような法案をぜひとも現在の情勢において必要であるというふうに考えまして御提案申し上げたのでございまして、ただいま御指摘がありまして大阪というように所におきまして、そういう東京と同じように、過大都市化の弊害が如実に現われてきたと、こういうような場合におきましては、やはりこの首都圏整備法と同じように、政府といたしましても善処いたして参らなければならぬというふうな考えでおる次第でございますが、目下のとこ大阪方面におきましては、たとえば大阪市の人口を例にとりまして、また戦前のピークに達しない。人口の集中傾向、産業の集中傾向も、首都に比べますれば、非常に緩慢な情勢でございまして、目下の

ところはそういう必要性はないというふうに考えておる次第でございます。

○田中一君 大阪市が戦前の人口の集中が見られないというならば、これに接続するところの二十幾つかの都市といふものがあるのです。これを全部含めた場合には、あなたの今言った説明はどうなりますか。

○政府委員(水野嘉善) 東京都の二十三区と同じような範囲に大阪方面におきましても考えまして、すなわち大阪市の区域のみならず、その周辺の東京の二三区に相当するような大きな範囲のものを考えてみますと、大阪市の人口増加の速度は、もちろんそういうある程度範囲にとりましますと、その増加趨勢は大ではございませうけれども、この首都の人口増加の趨勢よりはるかにそのテンポは緩慢である、そういうことははっきり申し上げられると思ひます。

○田中一君 過度の産業及び人口の集中という過度という限界は、どのくらいに押えておられますか。

○政府委員(水野嘉善) この過度ということに対してはいろいろな限界があるかと存じますが、私も考えたりしておりますのは、適正かつ合理的な収容人口といふものを考えておるのでございまして、たとえば東京都の二十三区といふものを例にとりまして、適正密度方式あるいは都市計画的な観点、そういうようなところからいたしまして、日本の実情を考え、ある程度宅地の高度利用、建物の高層化ということを考えて、そして合理的に収容していく、そういうようなことでどのくらい収容することが合理的な適正なものであるか、そういうことを私も首

都圏委員会といたしまして、ただいま行いました試算があるのでございまして、この試算によりますと、東京都の区部におきまして約八百五十万程度が限度ではないか。御承知の通り、東京都の区部は七百万に上っております。従ひまして、このような最近のような人口増加の速度で参りますと、ここ十年を出して、十年と申しますより、ここ数年を出して、八百五十万という適正かつ合理的な収容人口の限界に達して、全く飽和点に達してしまふ、こういうふうに考えておる次第でございます。

○田中一君 大阪の限界はどのくらい見ておりますか、大阪並びに大阪周辺の都市を含めた大阪という構想は。

○政府委員(松井達夫) ただいま過度の集中という、過度というのはいくら程度かということから、大阪の限界はどうかという御質問であります。私どもは過度ということにつきましては、いろいろな大都市的な欠陥といひますが、禍害といひますが、そういうものが顕著に現われるような程度の人口の集中を過度と称して差しつかえないと思つております。たとえば東京都内部の道路の交通状態が非常に混雑な状況、あるいは通勤交通の非常に混雑、殺人電車といわれるような状態、あるいはまたその他いろいろな都市的な施設がとうてい人口の増加に追いついていけないといったような状況、それからなおまた居住地の住居の状況が非常に悪い状態、いろいろな面から過度といふことが言えるのではないかと申します。

大阪方面のことにつきましては、実は私も首都建設委員会自分たちの

圈内のことに追われまして、大阪方面のことにつきましては十分検討して参つてはいる余裕がございませんので、あまりはつきりしたことを申し上げることはできませんが、たとえば交通機関の状況にしまして、近年東京都の郊外電鉄の乗客はどんどんふえておりますけれども、大阪の郊外電鉄は存外乗客がふえない。中には減つていく状態もある。よほど東京と状況が違ふと思ひますし、また道路の交通状況を見ましても、大阪の人とせんだって実は話合つたのでありますが、大阪の方から東京へ出てくると、道路交通、自動車、の数の多いのに驚く。大阪では道路交通がずいぶん混雑しているのは、京阪神国道が大阪へ入ってくる大阪の市内あたりとか、二、三カ所ぐらいに感ぜられる程度で、東京の至る所と非常な差異がある。そこで大阪の周辺の人口と申しますのは、現在大阪自体の人口は二百数十万、大阪府の人口が三百数十万、大阪市の人口が三百数十万、大阪市の面積に匹敵するような範囲の大阪の人口は大体三百数十万ぐらいと思つております。東京が七百万でありまして、大阪はその半分にもならないという状態でありまして、大阪方面の適正な人口と申しますと、なかなかこれはよく研究してみなければ申し上げられないのでありますが、現在大阪市内ではまだ戦前のピークにまで達していないという状況でありますので、おそらく大阪市の人口の適正の程度と申しますのは、現在の状況からやはり二百五十万程度か、せいぜい三百万足らず程度じゃないかと考えております。

○田中一君 大阪の問題はやめまして、あなたが調べていないから。

政府は自立経済六カ年計画というものを発表しております。今五カ年計画を持っております。そこで今松井さんが言っていることは、この首都圏整備法というものを制定して、ますます道路上の交通が困難になつておる、あるいは通勤者の電車の混雑を増す政策を立てるおるのうに見えます。首都圏という考え方に對しては、それはあなたが示したところの首都圏という考え方はこれを想定しているのだというものから見ても、そこで今日は日本は資本主義的な自由経済の社会でありますから、これは国がどういう形でもって首都というものを対し整備しようというのことに對しては、おのずからわれわれとは見解を異にしております。従つて、われわれの見解としては、計画経済に基く産業構造の改革はいかにうにもなる。このような強力な法律を作らないでも、計画経済に基く産業構造の改革によつて、いかにうにも都市の産業や人口の集中というものの過度というものは是正されるという考え方を持つておるのです。これはただ自由奔放な、やたらに男か女か若い男が勝手気ままに野合するから、さかさくらが盛んにでるというふうなことをやるとも、実施されないのである。従つて、国が基本的な計画経済というものを、国民が消費する資料といふものを限界として、あえて統制経済とはいひませんけれども、計画経済のもとに立脚すれば、こういう法案は要らないのです。あなたが心配することはなくなつてくるのです。そこで政府が今持つておる

ところの自立経済五カ年計画とこの首

都圈との関連は、どういふ工合に考えているか。

という事は、これはきよう採決しようと思つて、あまりうるさいことは言いませんけれども、高橋経済企画庁長官が常に口にしてゐる自立経済五カ年計画、これを考慮されないで、この首都圏の構想というものを立てたのか。あるいは考慮されておるとするならば、首都におけるところの、あるいは首都圏における産業構造をどうなさるうとする意思があるかどうか。ただ現象だけとらえて、こうすればいい、ああすればいいということでは、国民は納得しない。たとえば路面の交通量がふえたならば、あるいは地下に持つて行つても差しつかえないでしょう。

その部分だけではいろいろ考え方はあります。従つて、がつがつ言ひのじゃない。自立経済五カ年計画というものと首都圏におけるところの産業構造というものをどういふ工合に考えているか。場合によれば、市中にあるところのさかきくらげというものは全部よそへ持つていってしまふ、あるいは赤緑区域、青緑区域をどかに持つていくというお考えがあるか。そういうところから出発しなければ解決されないのです。ただ餘にかいたもです。首都圏というもののあり方というものを、現象に圧倒されてだんだん伸びてくるということでは、日本の国はもう立たないのです。日本の国はもう立たないのです。日本の国はもう立たないのです。経済的な独立はないのです。そういうところから見ると、どういふ関連性を持つた考慮を払つておるか。これは松井君、水野君に聞くつもりはないが……高橋さんでも、あるいは馬場さんでも、来れば

伺いたいのですよ。そこに問題があるのですよ。

○政府委員(松井達夫君) 経済五カ年計画との関連につきましても、あとから水野参事官からもお答えがあるかと思つておられます。

この首都圏構想につきましても、ちょっと申し上げたいのでございますが、それはただいま図で示しました構想、私どもの考えております構想と申しますのは、東京都に集中します大量の人口あるいは産業というものを適正に配置をいたしまして、これを周辺に持つていきまして、周辺の方に工業これは私もただでなく通産省その他関係当局とも十分協力しまして、積極的にそこらの方に工業を導入するように努力いたしまして、そこらに住みます人口に、東京都内でも、周辺の方に職場を作りまして、そこで民生を安定させ、すべての周辺の人が東京の都心に通勤しなくてもいいようにやっていきたい、という意味で今の交通関係の問題とか、あるいは住宅の問題とか、そういうったようなものを、そういう面からも解決したい、という趣旨でやつておるのでございます。決してこの首都圏整備のためにかゝつて交通量が増加して、交通難をますますひどくさせるということにはならない。むしろその逆になるように持つていきたい、こう考えておるわけでありまして、経済五カ年計画の關係のこととは、かわつて申し上げます。

ておるのでございまして、その下に立つ地域的な計画まで深く掘り下げてないのでございまして、で、やはり私どもといたしましては、どうしても経済五カ年計画というものがだんだん実績を、実効を上げていく、こういうためには、地域的な、下に掘り下げた計画もぜひ必要である。そして地域的な計画と、上からくる全国的な計画とが調整がとれて、マッチしていく、こういう方向に行くべきものだと思つております。私どもの承知しておりますところは、経済企画庁の事務当局におきましても、そういう地域計画も一つぜひ今後やつて参りたいといううなことで、いろいろと作業が続けられておるうちに聞いておりますが、この首都圏整備法に基く首都圏整備計画、こういうものも経済企画庁と十分連絡をとりまして、経済自立五カ年計画の全国的なその範囲内において適正な位置が与えられ、そして先ほども説明がありましたように、首都の周辺の地方都市を振興してそこに工業を導入する。一方この首都内部の非常に密集した工場街におきましては、大規模な工場等の新設、増設を制限する、こういうようなことで一つ十分関係省と緊密な連絡をとりまして遺憾なきを期して参りたいというふうに考えております。

○田中一君 松井さんの御答弁で、ニュー・タウンという方式が、これはまあイギリスなんかでやつておられますが、これはいいと思つておるのですが、そこで自由経済のもとに行われるところの産業構造の改革というものが、これは政府の力ではどういふできないのです。ということとは、たとえば日本では東京都

の現在の飲料水の問題にしても、小河内の貯水場の完成を待つてもまだ足りない、利根川の水を持つてこなければならぬことになっておられます。利根川の水もおそらく限界がある。そしてそういうものを何ら考慮されないと絵をかこうというならば、これはけつこりです。今言う自立経済五カ年計画との関連というものが、まだ何もなされ

ておらぬということになる。これは全く絵にかいたものもありません。そして一体東京都におけるところの首都としての重要な関連のある事業というものは、これは都心からなかなか離れないのです。そこでこれに首都としての性格を持つ行政地といふか、この従業員の数と、それから自由にとこに持つていっていいという従業員の数は、どれくらいの数になつておられますか。時間がなから、それはあとで答弁して下さい。

がなければ、日本の現状においては同じことを繰り返すだけなんです。この構想が、高橋閣僚大臣が言つておる自立経済五カ年計画との関連において何ら考慮されてないというならば、これはあなたの方の責任です。

日本の現状はそんなものではない。こういう点については、これは松井さんに伺つたり、水野さんに伺つたりしては悪いと思つて、大臣が来れば大臣に聞きたいと思つてゐるのですが、今水野さんは、そういう意味の関連において、首都圏としてのものはその中の幾分かはあつてございましょう。あつて、首都圏として、この法律を作つて、今図面にある通り門を置いて、どの門がそうなるか存じませんが、どの門がとも自立経済五カ年計画のもの、首都圏におけるところの産業構造というものをしっかりと把握しないで考えることは、間違ひです。

三

○政府委員(水野孝君) ごもつともな御意見だと思つておられますが、この首都圏整備計画を立てます際に、ただいま御指摘がありましたように、首都圏の産業構造というものを十分考慮して、そしてそれを念頭に置いて、りっぱな計画を作らなければならぬということ

は、もう御指摘の通りでございます。私ももうそういう方向で、今後この整備計画を立案して参りたいというように考えておるのでございまして、いざ詳細な計画につきましまして、この委員会が発足した上におきまして、関係方面の御意見を十分拝聴いたしまして、あるいはこの委員会にでます審議会、この御意見も十分尊重いたしまして、作成するといふようなことになろうと思ひます。また経済企画庁とかその他関係各省と緊密な連携をとりまして、その御意見も尊重して作成していくといふようなことになろうかと思ひますが、私どもただいまのところ考えておる一端を申し上げます。ば、御承知のように、東京都にはいろいろな産業が集中しておりますが、一番多い、全国的に見まして集中度の高いものは精密機械工業——カメラでありまして、レンズでありまして、それから、そういうものと、あるいは医療器械製造業、それから皮革製造業、皮革第二次製品製造業、それから出版業、こういうようなものが全国的に集中いたしておりますが、そのほかいろいろの産業が集中をいたしておりますのでございます。で、その中で私どもただいま考えておりますのは、たとえば機械製造業、こういうようなものはこの狭い密集いたした東京都になくはない、ならぬといふような産業ではない、ではないか。で、こういうような機械製造業といふのは、この首都の周辺都市、衛星都市に今後大いに伸びていく。で、こういうことをぜひとも考えていいのではないか、こういうようなことをほんの一端でございしますが、そういうようなことを今のところ研究を

いたしておるといふような次第でございます。いまして、いざ整備委員会ができました上で慎重に一つそういう産業構造といふものを研究して、その方向を見きわめて、そしてそのもとにこの整備計画を立てるといふようにいたして参りたいと思ひます。

○田中一君　まあ現在それを考慮しなかつたといふことは間違ひない、今のあなたの御答弁を見ても、そこでもし日本の現在の自由経済の社会においては、これはそれに対して特段な助成をしようといふことを考えておるのか。これは助成なくしてはできません。もう一つ、松井さんの分のニュー・タウンの構想から見て、東京都の財政規模といふのがニュー・タウン、東京都並びにその周辺の——いや首都圏の市町村並びに都道府県が、これがそうした意味の交通その他の面、交通とか水道とか下水とかというそうした面において、それだけを負担する能力がありやいなや、私はないと思ふ。ない場合には、国は特段の助成をするような考え方を現在政府は持っておるのですか。

○政府委員（水野幸君）　この市街地開発区域、すなわち衛星都市を育成発展いたしますためには、何らかの広い意味の助成措置がどうしても必要であるといふことは、もう御指摘の通りでございます。ただ、その場合に、国家財政の關係もありますので、それからまたこの全般的な経済効力といふことも十分考えて参らなければならぬと思ふのでございしますが、この衛星都市を育成発展いたします場合に、何とい

しましても考えなければなりません。これは、この工業立地条件を整備する。この工業立地条件を整備する上におきまして、國家が援助していく、こういうことはぜひとも必要なことでございします。で、田中委員もよく御承知の通り、英國の例なんかを見ますといふと、工業用地を低廉に取得して、これを造成していくといふようなことが、何といひましても英國のような國を見ますといふと、一番大きな問題になつておるようでございしますが、その場合に英國や何かにおきましては、工業用地の取得を強行して、これに國家が援助を与える、そして工業用地の取得なり造成を強行してやつて参つておる。で、こういうようなことも今後一つ整備委員会におきまして、どういふ先例もあることでございします、慎重に一つ考究すべき問題かと思ふのでございします。あるいはわが國の事情におきましては、地方公共団体といふものがそういう工業用地の取得をし、造成をしていく、これに対して國家がいろいろと金融的な援助を与える、こういうようなことも考えなくてはならぬ問題かとも考えられるのでございします。で、そういうような点は十分勘案いたしまして、本法の第二十五条に規定されておりますように、この委員会が発足したあとで至急に準備をいたしまして、市街地開発区域の整備に関する法律を単行法として制定をいたしまして、立案をいたしまして、國會の御審議を仰ぎたいといふふうに考えておるのでございします。

○田中一君　御答弁で不満足です。しかしもう時間がないからやめますが、もう二つ伺ひます。

昭和二十八年一月から八月までの実績として、二十三区内のうちの農地の改廃状態は三十万坪に上つておるので、これはあなたの方から出した資料によるとです。そこで、まだこの首都圏の中には原野もあれば沼沢もあり、それから山林もあり、山林といふのも、山岳ではなくて、平地にある山林です、いろいろなものがあります。そういうものをこれによつて農地化するの、あるいは市街地化するの、これは原則はどう考えておるのか。御答弁はきつと適地適材にやりますと言ひまされぬけれども、しかしこの首都圏の構想といふもので農地の面といふものがどのくらいあるのか、となつておるかといふことを私は聞きたいのです。ただ、この円の中にどう持つていくかという、配置転換だけではほんとうの目的は達せられないと思ふのです。どういふ考え方を持っていますか。

○政府委員（松井達夫君）　この首都圏の構想におきましては、農地、特に優良な農地の保存といふことに十分大きなウェイトを持つて考えていきたいと考えております。その意味で、今後都市化する場所を決定いたしますのに、土地の調査を十分やりまして、なるべく優良農地でない所を選んで都市化する。農林省当局とも十分相談いたしましてやつていきたいと思つております。またその意味で、なるべくならば、利用できる所は、海岸の埋立地は、これは臨海工業等の關係もございしますが、利用するといふようなことも考えております。まあ大体そういうことであつております。

○田中一君　現在の耕地は、二十八年の一月から八月までの間といふもので、三十万坪改廃しているのです、現に。私は自後今日まで、どのくらいのものが改廃したかわからぬと思ふのです、現状において。そう考へた場合、目的は何か。そうすると、この法律が成立した後に農地といふものはもう一切しない、農地といふものが地目転換しない、農耕地は農耕地として残すといふことは言ひ切れませんか。

○政府委員（松井達夫君）　私も考えておりますのは、とにかく東京へ人口が集中してくるという事は當然としてあるわけでございまして、これを無計画にほうっておきますといふと、それが、まあ農地であらうか何であらうか、たまたまぶさになつても、そのために、周辺の悪影響で農地の価値が低下するといふようなことも起ります。非常に不利な状態、好ましくない状態が起ることが考えられるわけでありまして、これを計画的に持つていきまして、少しでも土地の利用を有効にしていきたいといふのが大きなねらいでございします。

○田中一君　どうもあいまいなんです。人口の集中によつて農地が改廃するのではないです。その方が利益だから、利益によつて改廃されるのです。多くの間違ひをしていまして、たとえば大島土地なんつていうような土地ブローカーが何か知らぬが、悪いことをして、やつてゐる。百姓は、農耕地の収入よりも売つた方が利益だから、農地を売ります。また改廃するに當つても、農地委員会というものがあつて、正しい機関を経てやつてゐるのです。これすらやはり利潤追求のためにやつてい

る。利潤追求というか、その方がもうかるからやっているのです。そこでこれだけの大きな首都圏というものを構想のうちに考えるならば、この地域は農地として、農耕地として、市街化させないという強い決意がなくては、全面的に市街地になってしまふ。その方が高いからですよ。これは今の政府の行き方だと思ふ。高いからそうやってしまふ。だから、それを正すというふうな方途をとるかとらぬかというのを伺っているのです。

○政府委員(松井達夫君) 御指摘の通り、農地の改廃は利潤追求の的になりまして、あるいは投機的になつてふえておるのでありますが、結局はそれはやはり需要があるからというわけでありまして、その需要のもととなるのは、やはり人口あるいは産業等の集中ということがもたらさるというのでございまして、それで私もいたしまして、これは農地の改廃、特に優良農地の保存というのを大きな目標に考えておりました、少くともいわゆる既成市街地の周辺の近郊地帯と考えております、いわゆる緑地帯と考えております地域につきましては、将来はこの緑地帯を保存して、これを有効に利用するために、何らかの立法措置を考へる必要があるのではないかと、こう考えております。

○田中一君 人間がふえるからそうなるのだというけれども、それは間違ひなんです。政治が悪いのです。私の推定では、東京都の二十三区の中に、三百万戸の住宅がいつでも供給できる空間が遊んでいるのです。政治の貧困なんです。また地価を上げようという自民党の内閣の政策なんです。特定のものを

に利益を与えようという政策なんです。二十三区の中の空間に、三百万戸と推定される宅地が遊んでいるのです。そういうものをうまく使って、首都圏の構想はあり得ないと思ふのです。そこでその二十三区内におけるこの推定三百万戸と目されるところの空間宅地というものを対する考慮は、どのくらいウエイトを置いて考えられるのか。

○政府委員(松井達夫君) この首都圏構想の既成市街地の利用のことにつきましても、昨年来いろいろ研究してあるのでございまして、御指摘の通り、これを空間的に利用するということは非常に、交通問題等に対してしても大切なことでございまして、私もその点についていろいろその方途を考えておるのでございまして、まだそれを表面に打ち出すまでに研究が進んでいないのは、まことに遺憾な点でございまして、そういう意味で、いろいろ研究して参つたんであります。この首都圏構想は少くも今までやっておりまして、首都建設委員会でも考えておりました構想といひましては、あと二十年後の状況を考へておつたんでございまして、たとえば既成市街地の空間の利用ということも極力進めようということにいたしましても、昭和五十年ごろまでに増加する人口を収容する、そういう高層建築の建設の速度等も考へまして、なかなかそれだけでは追いつかない。市街地の空間地利用によつて人口の収容を強力に進めると同時に、周辺の衛星都市の決定をやつていかなければならぬ。そういう時間的観点から、両方相持つてやつていかなければならぬ。そのウエイトはどちらが高いとい

うこともございせんが、両方相持つて努力していかなければならぬ、こう考へております。

○田中一君 それはね、都市における立体化というものは必須条件なんです。問題はそこを解決されるんです。ではね、もう一つ伺います。人間がふえるから住宅を与えなければならぬという観点から、平面的にやつた場合の時間的ズレと、それから工事費のどちらがかかるか、かからないかという問題を、御説明願ひたいと思ふのです。私はね、いいですか、ただうちを作るんじゃないんです。人間、水を飲まなければ困るんです。水を飲むんです。水道、下水道、いいですか、ガス、電気、道路、こういうものを一ぺん考へてですね、市街地におけるところの立体空間宅地ということ考へた場合に、どちらが工事費がかかるか、これは一目瞭然ですよ。そんなことはもう比較の問題じゃないんです。政府がそういうことをやるという意図があるかどうかという問題なんです。意図があるかどうかという問題なんです。そういう点について、その対比というものを調べた資料があるならば、資料をお示し願ひたいと思ひます。利害得失の、さつき言つた時間と事業費ですね、この対比ですよ。私は三百万戸が二十三区の空間に設定できると言ふんです。これと今度の首都圏の構想、平面的に伸ばそうという考へ方と比較したこと、ございまして。

○政府委員(水野孝君) ただいま田中委員から御指摘がありましたように、東京都二十三区の中の空間地を大いに活用するということは、ぜひ考慮しなければならぬと思つております。そういう……。

○田中一君 空間地じゃないんです。立体宅地ですよ。

○政府委員(水野孝君) 空間地ではありません。失礼いたしました。立体宅地を非常に考慮すべきだという御意見はごもっともでございまして、私もこの整備計画におきまして、建築物の高層化計画というものを整備計画の非常に大きな重点に置きまして、今後推進して参りたいというように考へておるのでございまして。ただ、田中委員もよく御承知の通り、いかなる方策があるかというふうなことにあります。と、なかなかこれまでにございましては、名案がなかったというふうなものが、偽らざる実情だとうと存じますが、今度整備委員会が充足いたしましたので、十分そういうことを、整備計画の重点でございまして、一つ建築物の高層化計画ということ、そういう空間の活用、利用ということに重点を置いて考へて参りましたというように考へておる次第でございまして。

○田中一君 最後の一つ前に伺います。が、首都建設法の実績と比べて、首都圏整備法という看板の塗り変えをやつた場合、現在そういう問題におつたところを、そこで首都建設法としてやつておつたときの欠陥、それから首都建設法の法律で示したところの目的の限界というものがどこにあるかというふうな説明をしていただきたいと思ひます。だから、こうしただけ……。

○政府委員(松井達夫君) 首都建設法は、御案内の通り、東京都の区域に限つておるわけでございまして。それで

一つは、首都建設法の限界をいたしましては、現在の東京都及び周辺の状況を、どなたも御存じの通りに、東京都の区域だけでは東京の問題が解決できないということに結論が到達したわけだと思ひます。この点の道を開くのが今度の首都圏整備法の一つのねらいであるわけでありまして。

それから第二の、そうやって計画いたしました計画の事業の実施に關しまして、首都圏整備法ではその計画を尊重するとか、あるいはその実施について勧告を委員会がするとか、そういう内容をあるのみでございまして、それを首都建設委員会が積極的にどう導いていくかというふうな権限がないわけだと思ひます。それを今度の首都圏整備法にはうたつてございせんが、首都圏整備法のねらいをいたしまして、首都圏整備法の第一に掲げまして、首都圏整備委員会のそういう建設に対する意思を具体的に実現できるようにするといふ点において、今度の法案の進歩しておる点があるわけでありまして。それから第三番目といたしましては、委員会の構成を常動委員を主といたしまして、今までの首都建設委員会の非常動委員だけで構成するといふ考へ方をやめまして、積極的にその常動の委員が中心になりまして、計画なり業務にいそしんだり、あるいはまた事業のあつせんその他につきましまして積極的な活動をするといふ点におきまして、また今までの法律との差異があるわけでありまして。

○委員長(赤木正雄君) この際報告をいたします。本日伊能繁次郎君及び若木勝蔵君が辞任されました。補欠とし

で大谷禮雄君及び佐多忠隆君が指名されました。

○委員長(赤木正雄君) では、田中委員、

○田中一君 最後に建設大臣に伺いたいのですが、首都圏整備法という法律は、これは一党一派に偏したものでございせん。従つて、これは全東京都民の考慮と同時に、また日本国民全部の首都としての考え方が、当然この計画には織り込まれるのは当然でございせん。そこで最後に大臣に伺いたいのは、第十八条にある審議会の委員、これは四十五名以内で組織することになってゐる。そうして衆議院議員の中から衆議院の指名する者四名、参議院議員の中から参議院の指名する者二人、学識経験のある者十三名、これが一応政府並びに行政機関外の国民の意思を代表する委員の構成であります。そこでこれらの委員の中から、与党、野党と言わず、少くとも国民の意思を代表するという意味からいって、与党で全部独占するとうような考え方は、この首都圏整備法に対して汚点を残すことになりま。これは与、野党とも公平にその発言を述べる場を与えるという考え方が望ましいと思ふのですが、建設大臣の意見はどうか。

次に、学識経験者の十三名のうちも、自民党の自由になる学識経験者もございませう、あるいは社会党支持の学識経験者もございませう、あるいは緑風会支持の学識経験者もあると存じます。従つて、そういう者も公平に国民全部の世論を代表するという意味で、もつて、この発言の場を求め。そういう意味で、そのような私が希望するような委員を選定するとうような考え方でゐるのか、あるいはこれは全部与党的な色彩でもつて塗りつづすのか、こういう点を最後に明確に、建設大臣の意向として、決意として御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(馬場元治君) 首都圏の整備は、地域的にはいわゆる首都圏を對象としたんですが、その及ぼす影響、これは全日本の問題であることは申し上げるまでもございせん。従ひまして、一党一派に偏するような考え方でこの問題を処理しようというようなことは、毫末も考えておりません。

なお、委員の選定、それから学識経験者の選定は、この根本の考え方が御理解願ひなれば、その結論はおのずから明確になると思ひますが、衆参両院議員、あるいは学識経験者、さうな諸君を選任いたしましたにつきましては、党派的な考えをもつて選任をしようという意向は一つもないのでございませう。これこそ首都圏整備の目的を完全から、至公至平の選任をして参りたから、かように考えております。

○委員長(赤木正雄君) ほかに御発言はございせんか。——御発言がなければ、質疑は終局したものと認めます。これから討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにして、お述べ願ひます。

〔速記中止〕

○委員長(赤木正雄君) 速記を起して。○近藤信一君 ただいま議題となつております首都圏整備法案、これをさうに強力に推し進めていく上において、付帯決議をつけたいと思ふのですが、

その点、動議を提出いたします。付帯決議の案を読み上げます。

政府は、本法制定に伴ひ首都圏整備に關する事業の強力な推進を図るため、昭和三十一年度以降の事業計画に係る予算は、首都圏整備委員会の予算に一括計上し、その実施に當つては、これを關係各省に移し替える措置を講ずること。

以上でございませう。

○委員長(赤木正雄君) 別に御発言がなければ、これで討論は終局したものと認めます。

これから採決を行います。

○委員長(赤木正雄君) 別に御発言がなければ、これで討論は終局したものと認めます。

○委員長(赤木正雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました近藤君提出の付帯決議案を議題に供します。近藤君提出の付帯決議案を、本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤木正雄君) 全会一致と認めます。よつて近藤君提出の付帯決議は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条による議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましても、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議

ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することにございませう。それから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

石井 桂 小澤久太郎
近藤 信一 大谷 賛雄
酒井 利雄 佐多 忠隆
田中 一 北 勝太郎
村上 義一

○委員長(赤木正雄君) この際、建設業法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を政府から承ります。

○国務大臣(馬場元治君) ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要旨について御説明申し上げます。

建設業法は、建設工事の適正な施行を確保するとともに、建設業の健全な発達に資することを目的としておられますが、特に建設工事の請負契約に關する紛争につきましては、同法に規定する建設業審議会が解決のあつせんをすることとなり、これによる紛争処理もある程度の成果をおさめて参つたのであります。しかしながら、建設業審議会のあつせんの方法のみを以てしては紛争処理におのずから限度があり、従ひまして紛争の未解決または遅延等の事態を生じ、このため当事者が相当の損害をこうむり、あるいは工事が遅延して公共の福祉に支障を及ぼすような事例が少くないのであります。

かかる事態に対処する措置といたしまして、建設工事の紛争を適正かつ迅速に処理するため、新たに紛争処理機関を設置し、建設工事の請負契約に關する紛争につき、あつせん、調停または仲裁を行はせることといたしました次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。次に本法案の要旨につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、現行の建設業審議会によるあつせんは、審議会の性格等からみまして、頻発する紛争を迅速にかつ効果的に処理するには適当でないと考えられますので、この際、新たに専門の紛争処理機関として、建設省及び都道府県に建設工事紛争審査会を設け、建設工事の請負契約に關する紛争に關しあつせん、調停及び仲裁を行はせることとしたのであります。

第二に、紛争処理の手続といたしましては、あつせん、調停、仲裁の三種の制度を設けることといたしました。あつせん、調停につきましては、当事者の申請によりこれを行うほか、重要な公共工作物等紛争の結果公益に重大な支障を来たすような場合は、審査会の職権によつて行うことができることといたしました。

次に仲裁につきましては、民事訴訟法の適用により当事者間において確定判決と同一の効力を有することとなっておりますので、その手続に慎重を期した次第でありまして、まず仲裁の開始、仲裁委員の選定等は、当事者の合意にかかわらぬ、仲裁委員のうちには弁護士資格を有する者を加えることとし、また都道府県審査会の行な

た仲裁判断に対し不服のある者は、異議申立を行なつて中央審査会による仲裁をさらに受ける道を開くこととしたしました。

第三に、紛争処理の手續に要する費用につきましては、原則として当事者各自の負担とし、当事者の申立にかかる費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納させることとし、また申請手数料を徴収することとしたしまして、国、地方公共団体の財政負担の軽減をはかったのであります。

第四に、都道府県建設審査会の設置に伴い、従来都道府県建設審査会の行なつておりました事務の重要な部分が審査会に移管されますので、この際、都道府県建設審査会は任意機関とし、あわせて地方行政の簡素化に資することとしたしました。

その他、以上の諸点に関連して関係各条文の整備を行なつたのであります。以上、建設法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要旨を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○国務大臣(馬場元治君) なお、この際福島県の火災について御報告を申し上げたいと思ひます。

去る十七日の夜、不幸にして福島県常葉町に火災が起りました。焼失戸数が、ただいまここに書類を持っておりませんが、私の記憶によりますと、たしか二百五十四戸であつたと承知をいたします。さうくこれが対策を立てますために、神田住宅建設課

長を、係官一名を同行させまして、現地に派遣をいたしました。で、住宅問題その他につきまして現地の実情を精査いたしました上で、すみやかに適当な方策を立てたい、かように考えております次第であります。

なお、八戸市にも火災が起りました。が、これにつきましては現地の要望がありますれば、公営住宅法を適用いたしまして善処いたしたい、かように考えております。

いづれにいたしましても、ただいま実情を調査中でありまして、その上でさうく具体的な方策を立てまして、罹災者諸君の救済に当りたい、かように考えております。

一応御報告だけを申し上げておきます。

○田中一君 災害救助法の適用をされる際に、能代の大火の場合にも要望しておきましたけれども、災害救助法に基く応急住宅というものは、あの程度の工期ならば本建築も可能なのです。従つて、これは早急に厚生省とお打ち合せ願つて、あとで使えるようなものにする。何も七坪の、半年たてばつづれるようなものを作らないで、あとで使えるようなもの、そこにアパート式な住居を与えるというようなことを考慮しないと、これはもう後々いろいろ問題があるのです。こういう点はもう、相当近ごろは大火が多いといわれておるんですから、早急に閣内の調整をやつていただいて、実施されるように希望します。せんだつても申し上げた通り、重ねて早急にその対策を立てていただきたいと思ひます。

○国務大臣(馬場元治君) 先般、能代の火災に対する御意見を承わつておりますので、それらの点では特に意を用いて、御承知の通り、厚生省の所管でもありますから、厚生省とよく協議をいたしまして、善処いたしたいと思ひます。

午後二時五十分休憩

午後二時五十分再開

○委員長(赤木正雄君) 午前中に引き続き、これから委員会を再開いたします。本日の日程には、公報には上程してなかつたのでありますが、国土開発縦貫自動車道建設法案を議題に供することに御異議ございませんか。

○委員長(赤木正雄君) では、これから国土開発縦貫自動車道建設法案を議題に供します。

本法案については今までいふん質疑応答がありましたが、なお質疑に関して御発言の方がいますか。

別にお発言がありませんので、質疑はもうすでに終了したものと認めて差しつかえありませんか。

○委員長(赤木正雄君) それではこれから討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにして、お述べをお願いします。

なお、修正意見のある方、または付帯決議案を提出される方は、討論中にお述べをお願いします。

○小澤久太郎君 私は国土開発縦貫自動車道建設法案の趣旨には全面的に賛成するものであります。ただし、この法案の趣旨達成を完遂ならしむるために、私は自由民主党を代表して、次のように修正案を提出するものであります。

国土開発縦貫自動車道建設法案に対する修正案

国土開発縦貫自動車道建設法案の一部を次のように修正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律で「自動車道」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。)のみの一般交通の用に供することを目的として設けられた道をいう。

第三条中「別表に掲げるところによる。」を「別に法律で定める。」に改め、同条に次の二項を加える。

2 政府は、すみやかに、前項に規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する法律案を別表に定める路線を基準として作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により国会に提出すべき法律案の内容となるべき国土開発縦貫自動車道の予定路線を、国土開発縦貫自動車道建設審査会の議を経て、決定しなければならない。

第四条を次のように改める。

(国以外の者の行う建設)

第四条 政府は、別に法律で定めるところにより、国土開発縦貫自動車道の予定路線の一部について、国以外の者に高速幹線自動車道の建設を行わせることができる。

第六条第一号中「(道路)」の下に「(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。)」を加える。

第八条中「第四条の規定による免許を受けた者」を「第四条の規定により高速幹線自動車道の建設を行う者」に改める。

第九条中「国土開発縦貫自動車道又は第四条の規定による一般自動車道の建設」を「国土開発縦貫自動車道の建設又は第四条の規定により行われる高速幹線自動車道の建設」に改める。

第十条中「政府は、」の下に「第三条第一項に規定する国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する法律の施行後、」を加える。

第十二条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを順次一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次のように加える。

一 国土開発縦貫自動車道の予定路線に関する調査審議すること。

附則第二項中「海外移住審議会」を「売春対策審議会」に、「昭和三十年」を「昭和三十一年」に改める。

以上でございます。

○田中一君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案になっております国土開発縦貫自動車道建設法に對しまして賛成をするものでございませう。同時に、今小澤委員から提案されました修正案をも賛成するものでございませう。

ただこの法案が通過いたしましただけでは、このわれわれの目的であるところの国土開発縦貫自動車道の建設は

できません。従いまして、政府はこの法案の通過とともに、妥当なる法案、並びに実行するための計画、並びにいよいよ実施の段階に至れば相当大幅な予算をもこれに計上して、一日も早く本法案の目的を達せられるような措置をとられることを希望いたします。本案に対する賛意を表するものであります。

○村上義一君 私は緑風会を代表して、意見を述べたいと思つたのであります。が、本案は国土開発上の雄渾な理想を実現せんとするものでありまして、ただいま小澤委員が修正されました本案に賛成の意を表するものであります。しかし、この法案はいわば審議会設置法ともいふべき内容でありまして、幾多の今後の措置を要する点があるもので、これらはすべて他の立法にゆだねておるのであります。それで私はお手元に配付いたしましたような決議案をこれに加えたいと思つたのであります。朗読いたします。

国土開発縦貫自動車道建設法案

付帯決議案

一、路線の決定に当り本法の目的達成を阻害する虞れあるときは、第三別表記載の経過地点については弾力性を持たせ得ること。
二、政府は国土開発縦貫自動車道を含む高速幹線自動車道に関する立法措置を速かに講ずること。
三、政府は国土開発縦貫自動車道建設審議会の設置に当り速に各行政機関の意見の調整を計り且つ早期達成を計るよう事務局の構成につき措置すること。

以上であります。
きわめて簡単に、この付帯決議の事項について若干の説明を申し上げたいと思つたのであります。

この法案はただいま申し上げましたように、審議会の設置法と申します。が、路線の指定法と申しますか、という段階においては完全に規定せられております。しかし、なお調査をし審議をする、そうして路線を決定するといふことになっておりますが、一面において、第三條において、この起点、終点のみならず、経過地点につきまして別表に記載せられておるのであります。ただ私は調査の結果を待たなければわかりませんが、あるいは調査の結果、本法の目的達成を阻害するような事態が惹起しやしないかといふことをおそれるものであります。こういう場合には、経過地点については若干の弾力性を持たせ得るのだという意思を明確にいたしておきたいと思つたのであります。

第二号につきましても、ただいま申しますような意味の法案であります。がゆえに、この縦貫自動車道の管理につきましても、構造につきましても、また料金などにつきましても、今後の立法に待たなければならぬと思つたのであります。ただ、本道は自動車のみ通行に供すといふことになっておりまして、国民に対して無条件に一般公開するものでないものであります。従つて、道路法をそのまま適用するといふことはできないと思つたのであります。また構造につきましても、現在道路運送法五十一條に基づきまして、運輸、建設両大臣がその基準を協議するといふだけを含めておるにすぎないのであります。さらに料金につきましても、もとよりその査定の方法その他について何ら本法は触れておりません。従つて、こういったようなものについてどうしても新たに立法措置を要すると信ずるのであります。この点を明確にしておきたいと思つたのであります。

なお第三号は、今一方においては道路法、他方においては道路運送法という基本法がありまことは、御承知の通りであります。今問題になっております国土開発縦貫自動車道のごときものをこれによつて直ちにあんばいしていくといふことは至難であることを信じまして、第二号について申し上げた次第ですが、自然、この両基本法の所管する政府機関がきわめて虚心たんに意見の調整をはかつて進めてもらふことが、実効を上げる上においてきわめて必要だと思つたのであります。審議会の設置に当りまして、事務局の構成などについてもその点について政府は深甚の留意を払うべきものであるといふことを表示したいと思つたのであります。この決議案を出したいと思つたのであります。

カーブ、土工等を詳細に規定しておるものであります。が、これは道路の等級を一般から五級までにして、しかしながら最高の一級といえども百キロの時速スピードを予定したて定めておるのであります。この一級以上のスピードを持つ道路につきましては、運輸、建設両大臣がその基準を協議するといふだけを含めておるにすぎないのであります。さらに料金につきましても、もとよりその査定の方法その他について何ら本法は触れておりません。従つて、こういったようなものについてどうしても新たに立法措置を要すると信ずるのであります。この点を明確にしておきたいと思つたのであります。

りまする九条の運営については、特に公正を期せられたいという希望条件をつけまして、本法案に賛成の意を表します。

○委員長(赤木正雄君) 別に御発言ありませんか。——御発言ないものと認めます。

これから本案の採決に入ります。

まず、討論中にありました小澤君提出の修正案を問題に供します。小澤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤木正雄君) 全員一致でございます。よつて小澤君提出の修正案は可決されました。

次に、いまだ可決されませんでした修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤木正雄君) 全員一致でございます。よつて本案は全会一致をもつて修正すべきものと議決されました。

次に、討論中に述べられました村上君提出の付帯決議案を議題に供します。村上君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤木正雄君) 全員一致と認めます。よつて村上君提出の付帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第四四條による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきまして

は、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと思つますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと認めます。よつてさうに処置いたします。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっております。が、本案を可とされた方々は順次御署名を願います。

多数意見者署名

石井 桂 小澤久太郎

近藤 信一 大谷 賢雄

酒井 利雄 佐多 忠隆

田中 一 北 勝太郎

村上 義一

○委員長(赤木正雄君) 引き続き、海岸法案の質疑を続行いたします。

一応逐条審議は済みました。しかし、なお御質疑のある方、また全般に對しての御質疑のある方は御発言を願います。

○田中一君 三十年度における海岸保全の予算はどのくらいについておったか、同時にまた、三十一年度においてはそれがどのくらい伸びているか、縮まっているか、一応御説明願いたいと思つたのであります。

○政府委員(山本三郎君) 海岸修築事業の三十年度及び三十一年度の予算について申し上げます。海岸事業につきましては、海岸堤防を主といたしまして、海岸修築事業というのがございまして、それが三十年度は一億一千七百万でございます。それが三十一年度は一億六千五百万でございます。次に、海岸優食対策事業というのがございま

す。それが三十年代が四千万円でござ
います。三十一年度が五千五百五十万
円。次は海岸局部改良事業というのが
ございます。三十年代が三千五百万
円、三十一年度が三千八百万円ござ
います。

次に、海岸の助成事業というのがご
ざいます。それが三十年代七億五千五
百万円、三十一年度は十一億二千百
万円。

次に、高潮対策事業というのがござ
います。三十年代が三億一千七百万
円、三十一年度が四億四千三百万円
でございます。以上でございます。

○田中一君 農林省並びに運輸省関係
のものはどのくらいございます。

○政府委員(山本三郎君) 今の点につ
きましては、ただいまはつきりした資
料がございせんから、今電話でも
問い合わせましてお答えいたしたいと思
います。

○田中一君 この法案は、建設省並び
に運輸省が共管というような形になっ
ておるはずだと思ふのですが、そう
じゃないのですか。

○政府委員(山本三郎君) お説の通
り、運輸省、建設省、農林省共管で
ございます。

○田中一君 それでは運輸省、農林省
の政府委員をお呼び願いたい。

○委員長(赤木正雄君) ただいま呼ぶ
ことに処置しました。——ほかに御質
疑ございませんか。

○田中一君 この法案が通過いたす
と、管理者の不明確な海岸線というも
のが全部なくなりませんか。

○政府委員(山本三郎君) 海岸保全区
域にする部分につきましては、責任者
がはっきりいたします。

○田中一君 運輸省、農林省、建設省
が所管するという海岸線というものと、
それからだれの管理するものかわ
からぬ、都道府県がやるものか市町村
がやるものかというものが、それから全
然だれも管理する者がいないという海
岸線というものが、どういふ比率に
なっております。

○政府委員(山本三郎君) 建設省が所
管する区域の大体の延長は千五百キ
ロ、それから港湾、漁港の区域になる
ものが千五百六十キロくらいになるつ
もりでございます。

○田中一君 日本の海岸線は一体、小
さな島を除いて、どれくらいござい
ます。

○政府委員(山本三郎君) 海岸線の延
長は約二万三千キロでございます。

○田中一君 この法律が出ない場合で
も、おそらく市町村が管理しているも
のがあると思ふのです。それはどのく
らいあります。

○政府委員(山本三郎君) 公有水面埋
立法によりまして造成された土地を保
全する施設が約六百キロあります。そ
れからその他の保全施設が約三千三百
六十キロございます。

○田中一君 海岸法は、日本というや
つは海岸が広いのですから、海岸全部
にわたる基本的な法律という考えでは
なかったのですか。そうすると、一応
三省が協議して指定する海岸だけが海
岸法の海岸だということだけでいいの
ですか。

○政府委員(山本三郎君) この法案で
指定するものにつきましては、海岸を
保全するために必要な区域を指定する
ということでございます。全部を指
定するというようなことに相なります

と、いろいろこの法律で権利を束縛し
たり、あるいは行為を制限したりする
ようなところがありますから、必要な
所から指定して参ろう、こういう趣旨
になっておるわけであります。

○田中一君 私はそう考えてないの
です。基本的な海岸法というものでな
らば、全部入るわけですがね。海岸線全
部を包含した法律であつて、そうして
そのうち保全のために必要な場合には
指定するということになるのじゃない
かと思ふのです。従つて、二万三千キ
ロといわれているところの海岸線全体
を指定すれば、この法律が動く、指定し
なきや動かぬということであつてはな
らぬと思ふのですよ、基本的には。だ
から、災害が起きるのです。だから、
全部を国が掌握して、災害というもの
は何もきまつて起きるのじゃないの
です。全部の日本の海岸線というもの
を、むしろ岩壁の所は直接の関係がな
ければ、それはむしろ国がそれを管理
する権限を持ちながら、それに手をつ
けないでよろしい。しかしながら、当
然しなきやならぬ場合があるのです
ね。ことにその海岸が民有地であつた
場合でも、これは政府は当然法律で
もつてその安全をはかるということが
正しいのじゃないかと思ふのですよ。

日本の海岸線全部を国が掌握するとい
う基本法でなくちゃならぬと思ふので
す。従つて、この法律ができ上ると、
指定するもの以外には及ばないとい
うことになりましたか、国の管理とい
いますか、管理権といふのですか。

○政府委員(山本三郎君) 先生のおつ
しゃるのと私どもが考えているのは
同一なことだと私は思います。今申し
上げましたように、二万キロ以上の海

岸がございます。そのうちで特に必
要な所は指定をしていく。ですから、
二万三千キロのうちで必要な所はど
こでもできる、指定してやういふ趣
旨でございます。先生
がおっしゃることとこちらで考えてい
ることと同一のことであると私には考
えられます。

○田中一君 指定しないでも、この法
律は海岸全部を掌握するといふ立法精
神なんじゃないのですか、海岸線とい
うものを全部。

○政府委員(山本三郎君) お説の通り
でございます。全海岸線を常ににら
んでおきまして、必要な所があれば指
定するということでございます。

○田中一君 指定するというのは、安
全をはかるための事業を行うというこ
となんじゃないんですか、結局。

○政府委員(山本三郎君) 事業だけで
ございせん。管理であるとか、維
持であるとか、そういうものも含んで
おるわけでありまして、工事個所の
みを指定していくという趣旨ではご
ざいせん。

○田中一君 この法案が通りますと、
先ほど御説明があつた、三十年代、三
十一年度予算と比べて、相当三十二
年度は大幅に増額になるような見通し
でございますか。

○政府委員(山本三郎君) 海岸につ
きましては、特に最近非常に災害が多
なつておきまして、そのために今まで
におきまして海岸事業につきまして
は予算も特に重点を置きまして、建設
省といたしましては要求をしたわけで
ございまして、この法案が通りますと
、各省の分担もはつきりいたします
し、そういう点から見まして、計画

を早く立案いたしましたして、予算の獲得
にはわれわれがいたしましたしても十分努
力したいと、こういうふうな考えてお
ります。

○田中一君 構造その他は一応、協議
の上同じような構造でいくのでしょ
うね。

○政府委員(山本三郎君) 法案の中に
構造基準というふうなものが法定され
るような案になつておきまして、これ
によりまして各省、地方別にも考えな
ければならぬと思ひますが、基準を作
りまして、打ち合せの上やういふ
いと、こういうふうな考えております。

○酒井利雄君 田中委員の質問に關連
しましてお伺いしたいと思ひますが、
塩田やなんぞ、その途中にある海岸な
んかは、これは決壊した場合は大蔵省
がすると思ひますが、それはどうい
うようになりますか。

○政府委員(山本三郎君) 塩田のみ
の場合は大蔵省の方になります。その
以外に一般の土地なり住宅なりありま
すと、公共用施設として扱う。

○酒井利雄君 というと、塩田ばかり
のときはこの法案は適用できないわけ
ですな。

○政府委員(山本三郎君) 指定いたし
ますと、行為の制限とか、そういう
ものはできるわけでございます。

○酒井利雄君 行為の制限だけあつ
て、つまりこの法案は適用にはならぬ
わけですか。

○政府委員(山本三郎君) そういうふ
うな取締りとか、そういうものには適
用はいたしますが、補助金である
とか、そういうものは適用しないこと
になります。

○酒井利雄君 それで埋め立てして工

場敷地になっておるような場合にはどうなりませうか。

○政府委員(山本三郎君) そういうものが、必要である場合には、指定いたしまして適用する、こういうことになりませう。

○酒井利雄君 昭和十八年に中国の瀬戸内海に風水害があったのです。そのときに第一線の堤防が、これは三百年以前、毛利侯の築いた護岸でございませう、それが高潮のために決壊したわけなんです。それが何した。ところが、場合によっては、それがその地は内務省所管でもなければ、鉄道省の所管でもない、農林省の所管でもないという所がたくさんあった。私がそのときに調査委員で派遣せられてまして、調査して帰ってきたのです。ところが、水田の場合には、これは農林省がやらなければならぬけれども、あれは干拓地でもございませうから、第一線の堤防がなければならぬ。採算がとれぬからといって、農林省が放棄してしまふ。中には国道もありませう。国道はこれは内務省がやらなければならぬ。内務省も海岸の堤防をやるのは採算がとれないからという。そうすると、この中には鉄道がある。そうすると、これは運輸省がやらなければならぬ。それでこの所管ということがなかつたんです。その当時は、それで各省が連合でその復旧をやつてもらったことがあるんです。これを見ると、この法案はそういう何からして生まれてきたものだと私は想像するのですが、それでまだ埋め立てを一応して、工場敷地になつておるとか、それからあるいは塩田であるとかというようなことで、塩田は大蔵省、工場敷地は通産省というよ

うなことになるかと、農林、運輸、建設だけでは、三省だけでこの海岸法を何するということはどうかと思うのですが。

○政府委員(山本三郎君) お説の通り、先ほどお話がありましたような、どここの主管がわからぬでそれが非常におくれているとか、一緒になつて仕事をしようとかというやうなことがないやうにしようというので、今度は責任分界をはっきりいたしましてやつていきたいというのが、この法案の大きな目的になつておるわけでございます。そうしてまあ塩田のみというやうな場合には、大蔵省が事業としてやつておられますから、やはり大蔵省が國として、それを復旧なりしていく、こういう建前でございます。

○田中一君 この構造基準ですか、港湾法、農地法、漁港法、道路法、いろいろ法律があつてですね、これが今言われたように接点があると思うのです、接点。道路法によつて管理される海岸、その隣に農地法で管理される海岸、またそこに港湾法で管理される海岸、次にまた漁港法でやる海岸もあるでしょう。その築造基準というものはおのづから違ふと思うのですがね。そういう片一方の方、違ふ場合を想定するんです。違ふ場合を想定しますと、まあ農地の場合と道路の場合とのずから違ふと思うのです、現在はその接点をどういう工合に築造していいんですか。一々それと話し合ひをしていくんですか。それともまた、一応全体のそういうものを含めた海岸としての、海岸としての、構造基準というものを作るのですか。

○政府委員(山本三郎君) 築造基準というのをこの法案に入れましたのは、今先生のお話のありましたやうに、各省あるいは各場所々々によつて非常に、あるいは同じ所をやつておるのに、片一方は強くて片一方が非常に弱いというやうな、非常にふざけいなどころがありまして、全体として目的が果せないというやうなこともありませう。築造基準を特に入れたのでございませうが、ただ、そのほかの建築というやうなものに比べますと、非常に海岸の施設につきましては、特に地盤の問題であるとか、あるいは波の高さであるとかというやうな点、場所によつても非常に違ひますし、そのため築造基準というものが法律の中に一書けないのが非常に苦しいわけでございます。この法律の中には具体的に書いてございませうが、おの各々省でその案を立てまして、一連の工事があるのに、それが非常に強さが違ふというやうな、それが非常に、実施の場合には処置していききたい、こういうふうな考へております。

○田中一君 この海岸法というものは、漁港も何もかも、全部含めたものと解釈したいのです。今の政府の提案の理由というものは、そのやうなものでなくちゃならぬと思うのです。従つて、これは海岸の基本法だという考へ方を私は持ちたいのです。従つて、用途によつてはおのづから違ふと思ひます。違ふと思ひけれども、強度の面で、これは海岸の保全ということ、陸地の保全なんです。その背後にあるものの保全なんですけれども、従つて基本的な構造というものがおのづから生まれなくちゃならぬと思うので、農地だから海水が入つてもいいのだというところはあり得ないのです。そういう意味でも、これを現在あるところの港湾法の海岸堤防、それから漁港法の海岸堤防、農地法の海岸堤防、それから道路法による海岸堤防というやうな、いろいろの立法下におけるところの海岸線というものの構造基準というものは、がっちりしなければ、一つにならなければ、非常な危険をはらむというのです。そういうことを申し上げておるのです。従つて、そういうやうな海岸線の保全という意味の基本的な構造というものを話し合ひの上でもつてきめるかきめないかということをおつてゐるのです。

○政府委員(山本三郎君) 海岸保全の見地から見ますと、いずれも強さは、一連の部分については同じにしなければならぬというところでございまして、ただ漁港なり港湾なりは、そのほか独自の目的がございませうので、それと合せて目的を加味いたしまして、一連のものについては強さを同じにする、こういうふうに考へようというものがこの法律の趣旨でございます。

○田中一君 その話し合ひはいつておるのですか、もうすつかり……。

○政府委員(山本三郎君) 法律の建前といたしましては、各省ともそういうことでやろうということでお話し合ひはつております。

○田中一君 そうすると、この法案が通れば、海岸線、いわゆる海岸ですね、海岸というものの構造基準というものは、最低でも最高でもいいです。が、基準というものを作るといふことを話し合つておつて、これができ上つたらそれを作るのだということに了解していいですか。

○政府委員(山本三郎君) その通りでございます。

○田中一君 くだく念を押しますが、間違ひありませんね。

○政府委員(山本三郎君) その通りでございます。

○委員長(赤木正雄君) 皆さんに申し上げます。説明員として農林省農地局管理課長の岡田君が見えております。

○田中一君 この十三条の、海岸管理者以外の者が施行する工事という点ですが、民有地の海岸がある、そうするとその海岸を保全区域に指定した、しかし自分はそれをしない、金がないからしないという、財政上の理由でしない場合はどうなりませうか、だれがやるのですか。

○政府委員(山本三郎君) どうしてもその施設を必要とする場合には、必要な用地を買いまして、こちらが施設を行います。

○田中一君 売らない場合は……土

○政府委員(山本三郎君) まず話し合

ております。主として新設のものは、干拓地の造成という形で堤防を作つて

一 当事者の双方が当該都道府県の知事の登録を受けた建設業者であるとき。

二 当事者の一方のみが建設業者であつて、当該都道府県の知事の登録を受けたものであるとき。

3 前二項の規定にかかわらず、当事者は、双方の合意によつて管轄審査会を定めることができる。
(紛争処理の申請)

第二十五条の十 審査会に対する紛争処理の申請は、政令の定めるところにより、書面をもつて、中央審査会に対するものにあつては建設大臣を、都道府県審査会に対するものにあつては当該都道府県知事を経由してこれをしなければならぬ。
(あつせん又は調停の開始)

第二十五条の十一 審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、あつせん又は調停を行う。
一 当事者の双方又は一方から、審査会に対しあつせん又は調停の申請がなされたとき。

二 公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものに關する紛争につき、審査会が職権に基づき、あつせん又は調停を行う必要があるときと決議したとき。
(あつせん)

第二十五条の十二 審査会によるあつせんは、あつせん委員がこれを行う。
2 あつせん委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。

3 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。
(調停)

第二十五条の十三 審査会による調停は、三人の調停委員がこれを行う。
2 調停委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。

3 審査会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。
4 審査会は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。

5 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならぬ。
(あつせん又は調停をしない場合)

第二十五条の十四 審査会は、紛争がその性質上あつせん若しくは調停をするのに適當でないとき、又は当事者が不當な目的のみだりにあつせん若しくは調停の申請をしたとき、あつせん又は調停をしないものとす。
(仲裁の開始)

第二十五条の十五 審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、仲裁を行う。
一 当事者の双方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

二 この法律による仲裁に付する旨の合意に基づき、当事者の一方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

2 中央審査会は、前項の規定により仲裁を行うほか、第二十五条の十九第一項の規定により異議の申立があつたときは、中央審査会に対し仲裁の申請があつたものとみなして、当該異議の申立に係る事件につき仲裁を行う。
(仲裁)

第二十五条の十六 審査会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。
2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。

3 仲裁委員のうち少くとも一人は、弁護士法(昭和二十四年法律第二十五号)第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。
4 審査会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)の規定を適用する。
(文書及び物件の提出)

第二十五条の十七 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該請負契約に關する文書又は物件を提出させることができる。

2 審査会は、相手方が正当な理由なく前項に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に關する申立人の主張を真実と認めることができる。
(立入検査)

第二十五条の十八 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の占有する工事現場その他事件に關係のある場所に立ち入り、紛争の原因たる事実關係につき検査をすることができる。
2 審査会は、前項の規定により検査をする場合においては、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。

3 審査会は、相手方が正当な理由なく第一項に規定する検査を拒んだときは、当該事実關係に關する申立人の主張を真実と認めることができる。
(異議の申立)

第二十五条の十九 都道府県審査会の行った仲裁判断に対しては、当事者は、書面をもつて当該都道府県審査会に対し異議の申立をすることができる。
2 前項の規定による異議の申立は、当事者が仲裁判断の送達を受けた日から二週間以内にしなければならない。

3 前項に規定する期間内に異議の申立があつたときは、第一項の仲裁判断は、その効力を失う。
4 第二項に規定する期間内に異議の申立がないときは、第一項の仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する。

2 審査会は、相手方が正当な理由なく前項に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に關する申立人の主張を真実と認めることができる。
(立入検査)

第二十五条の十八 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の占有する工事現場その他事件に關係のある場所に立ち入り、紛争の原因たる事実關係につき検査をすることができる。
2 審査会は、前項の規定により検査をする場合においては、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。

3 審査会は、相手方が正当な理由なく第一項に規定する検査を拒んだときは、当該事実關係に關する申立人の主張を真実と認めることができる。
(異議の申立)

第二十五条の十九 都道府県審査会の行った仲裁判断に対しては、当事者は、書面をもつて当該都道府県審査会に対し異議の申立をすることができる。
2 前項の規定による異議の申立は、当事者が仲裁判断の送達を受けた日から二週間以内にしなければならない。

3 前項に規定する期間内に異議の申立があつたときは、第一項の仲裁判断は、その効力を失う。
4 第二項に規定する期間内に異議の申立がないときは、第一項の仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する。

5 都道府県審査会は、第一項の規定による異議の申立があつたときは、当該異議の申立の書面及び仲裁判断の記録を中央審査会に送付するとともに、異議の申立のあつた旨を相手方に対し通知しなければならない。
(調停又は仲裁の手続の非公開)

第二十五条の二十 審査会の行う調停又は仲裁の手続は、公開しない。ただし、審査会は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。
(紛争処理の手続に要する費用)

第二十五条の二十一 紛争処理の手続に要する費用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定めをしないときは、各自これを負担する。
2 審査会は、当事者の申立に係る費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納させるものとする。

3 審査会が前項の規定により費用を予納させようとする場合において、当事者が当該費用の予納をしないときは、審査会は、前項の行為をしないことができる。
(申請手数料)

第二十五条の二十二 紛争処理の申請をする者は、政令の定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。
2 前項の規定による申請手数料は、紛争処理を中央審査会が行う場合においては国の収入とし、都道府県審査会が行う場合においては当該都道府県の収入とする。
(紛争処理状況の報告)

第二十五条の二十三 中央審査会は、建設大臣に対し、都道府県審

査会は、当該都道府県知事に対し、建設省令の定めるところにより、紛争処理の状況について報告しなければならない。

(政令への委任)

第二十五条の二十四 この章に規定するもののほか、紛争処理の手続及びこれに要する費用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第二項及び第二十九条中「中央建設業審議会又は都道府県建設審議会にはかつて」を削る。

「第六章 建設業審議会」を「第六章 中央建設業審議会及び都道府県建設業審議会」に改める。

第三十三条を次のように改める。
(中央建設業審議会の設置及び目的)

第三十三条 他の法律によりその権限に属せられた事項を処理するほか、建設大臣の諮問に応じ建設業の改善に關する重要事項を調査審議させるため、建設省に、中央建設業審議会を設置する。

第三十四条第一項中「建設業審議会」を「中央建設業審議会」に改める。

第三十五条の見出しを「(中央建設業審議会の組織)」に改め、同条第一

項中「委員二十五人以内」を「委員三十人以内」に改め、「都道府県建設業審議会は委員二十人以内をもつて」を削り、同条第二項中「建設業審議会」を「中央建設業審議会」に改め、「中央建設業審議会にあつては、」を削り、「都道府県建設業審議会にあつては、都道府県知事が建設大臣の承認を得て、命じ、又は委派する。」を「任命する。」に改め、同条第三項中「命じ、又は委派する」を「任命する」に改める。

第三十六条を次のように改める。
(準用規定)

第三十六条 第二十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに第二十五条の四の規定は、中央建設業審議会の委員について準用する。

この場合において、第二十五条の三第一項又は第二項中「委員」とあるのは、「關係各庁の職員のうちから任命された委員を除く他の委員」と読み替へるものとする。

第三十七条を次のように改める。
第三十七条 削除

第三十八条の見出しを「(中央建設業審議会の会長)」に改め、同条第一項中「及び都道府県建設業審議会」及び「各々」を削る。

第三十九条中「建設業審議会」を「中央建設業審議会」に改める。
第六章中第三十九条の次に次の一条を加える。

(都道府県建設業審議会)

第三十九条の二 都道府県知事の諮問に応じ建設業の改善に關する重要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県建設業審議会を設置することができ

る。
2 都道府県建設業審議会に關し必要な事項は、条例で定める。

第四十四条中「第二十四条第二項及び」を削る。
第四十九條第二号中「第二十四条第二項」を「第二十五条の十三第三項」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の改正)
2 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項の表中

中央建設業審議会

建設大臣の諮問に應じて建設業に關する重要事項を調査審議し、当該事項について關係行政庁に建議し、その他建設業法(昭和二十四年法律第百号)に基く権限を行うこと。

中央建設業審議会

建設大臣の諮問に應じて建設業に關する重要事項を調査審議し、当該事項について關係行政庁に建議し、その他建設業法(昭和二十四年法律第百号)に基く権限を行うこと。

中央建設工事紛争審査会

建設工事の請負契約に關する紛争につきあつせん、調停及び仲裁を行うこと。

に改める。

昭和三十一年四月二十五日印刷

昭和三十一年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局